# 古今著聞集　十三・十四　（元禄三年版）

椙山女学園大学デジタルライブラリー

椙山女学園大学図書館

# 古文孝経集

十

共同研究

北海道大学図書館蔵書之印

# 古今著聞集巻第十三

## 説話第二十

流俗之習弱漢隨事背成怪説難為浮詞
仮其機浪多有合者矣

延喜弐年十二月廿二日内裏の賀と中宴を設
給ふ法深房ふえ拍子を調て弾琴の新上調を
ひき給ふ中宴のはてゝ楽
屋を出給ふ中門の辺の人の法師の財を負
かれる事驚嘆筆の説に及ばず其筆
をけがしがたくこゝにとゞめをはんぬ

57B0538

承平四年三月廿六日天子常寧殿に出て中宮大后の
五十算の賀をせさせ給けり廿七日後宴に式部卿親王
以下参り給ふ舞曲ども尽されけり左大臣右大臣
右大将保忠以下恒佐は舞ありて宴の舞
給ひけり是れは敦実親王の吏部王記にしるし給へるとかや
こと後代は管絃の具なりけり
康和四年二月九日賀の試楽ありけり左大臣
以下参り給ひて南殿にて賀の皇恩を奏す万歳
楽右大臣は琴の箏を弾じ給ふ次地久次春鶯囀
二の舞にて物具を楽屋へ出でられける左大弁琵
琶を弾ず笙は中将篳篥は吹右大弁笙の笛吹けり次に
鳥蘇次胡飲酒中院右府童にておはしけるが仕給ひ
父内大臣一家の人々を率して南庭へ向ひ給て拝あり
給けり内府嫡子給て後ぞ舞をば養し給ける子
よりは九歳の時なりけれ一曲もあやまちなかりければ
万人感歎しけるにかぎりなかりけり左大弁資忠父子
これ害せられて後は此曲絶えたるを殊に嫡子
よ九歳なく舞給ひて此舞世につたへ来りける
めでたかりけることなり胡飲酒の童を見るに伯袖を
給ひけるに内大臣給ひたれば童部

かりける又のおほ座は立て衣をぬぎておほされ
けくれのまは易をとゝく弘融すて此舞の破を舞
給ひたりける着肩はおぼつかなしけり童又のおほ給ひける
は衣つゝみて又舞て給ひたり関白殿詠賀殿をさうされ
けり次右大弁子息の童陵王は養子納蘇利次に
輪臺青海波以下垣代立有けり寺家中出通さ
らるゝりて笛を吹右大弁生は次左の権大夫俊親朝
臣篳篥伶倫舟有賀朝臣唱歌主左衛門監物光重
太鼓は家能まゐれかゝる次よ数手次に左手に次よ
皇え次よ賀殿次林歌退宿徳長保楽子又あそびなり



次に按察大臣筝右大弁拍子左大弁比巴
新大納言仲綱朝臣笙又實朝臣和琴右宗輔朝臣
笛俊親朝臣篳篥継光寺家保笙呂安衆習曲
又破保俊務海三基本急なりけり十八日更南庭
にて舞ありて陵王舞なり廿日後高をきかれ
たる舟楽おじまて舞は俊せざれけり春宮殿
古鳥蘇輪臺青海波の曲はうまに上附し法筥を
かけ垣代よみ給上人も立居たり大鼓を
笛左大弁唱歌して立らくらきする新仲朝臣笙
俊親朝臣篳篥光季法をとる小青海波七四めく

抑の次に次第の次に朝綱酒肴大臣を奉る
次に綱義朝臣を召補日吉をはじめ
奉行をとんめられけり次に坂の次に基次
曾我退宿者義の義盛の急ぎ参り仕る
仁平二年正月七日法皇御年六十五にて
前日の朝夜ふけ参りて申し給へ法皇
仰せられ大炊御門右大臣兼宗公
申給はせ事ハささせ給へ奉人なの給ふ
仰せ宮内卿実房仰せ源中納言実義
左馬頭兼親右の右衛門尉なの給ふ

保仰せ樂人左兵衛尉亮師成仰せ鞨鼓治部大輔
拍子歌左少将季仰せ拍子者笛伊豆
事の為仰せ鼻樂上総介資賢仰せ伊豆歌者右
中将師仲仰せ大鼓大炊頭宗能仰せ家隆
仰せ三鼓中務権大輔季仰せ伊豆伊豆介
事の為仰せ鼻樂以中将伊方仰せ
大鼓の為仰せ実教仰せ鼓かくぞ伊豆
事のくに伊豆の進奉せ事とりきり八日後
法華経法住寺殿にて奉供養と右大臣伊豆
言取無に行大納言なの教仰せ
言取無に行大納言なの教仰せ

出雲のまつとつくる所へ向ひくだる大臣殿と成る酒を
八盃とゝのへ中ゝ成る程に将軍に向て申す
向く鶴殿とゝのへ酒中盃ト実ゝ酒波を酒
りれ[illegible]きび左衛門尉人〳〵と辛して所へ出ひ給
頃代りの大臣殿堂民の宗輔に盃を為給ト菓
子人完は所の梅ほりてゆて酒とゝのへ師仲卿ト
童舞歌酒を献ぞろに出れたりて退さぞろ[illegible]
のうぞろにめされく宰白殿ひめとめてまう殿
ぞり殿よりひく来て退さぞろ[illegible]
ぞ[illegible]く右の肩ぬぎ衣をうけ給て盃をおく

西行代の南北朝ならびでしてて面と舞台ゝ寄ゝ
れ中ゝ不行ゝ云て後右大臣神の遊ゝて舞踏
し給ゝ事ゝ度ゝ出ゝるひれく出拍ゝ右大臣宴ゝ
内ゝ右ゝ拍子ゝ取ゝ筆ゝ義大納言琵琶ゝ弾ゝ大納言笛
資賢卿ト和琴ゝ俊実卿ト付ゝ歌ゝ奏ゝ為ゝ卿ト集業
長俊の面ゝ平ゝ新ゝ賞ゝ ゝ ゝ ゝ
建ゝ元年十二月十八日ゝ長の孫宣成宿禰七
十賀ゝ ゝ ゝ ゝ例ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ御製ゝ ゝ
七十年ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

義の大納言為家卿の妹とはきこえてとこゝにて
称山の下世にこゝの西の称りて
ほとゝぎす鳴きこゝろ通るこゝそ

哀傷 第二十一

西名八年四月廿四日延応賀茂崩御十月十一月
能勝寺の山陵よりこゝにうつりをはりぬ山城御書三
巻を思清苦一合琴を旅筆 於尼東アヨ花 風雅と作れり 和琴
中文弘殿 西宮 みけんせ 生きくろ 生前なりし人を名り 関義仏良琴

義方和琴とこゝ雅楽和琴 良名琴とこゝ
これ手調よこゝべくり和琴とべ律調めぞこゝぐさ
是を西今八去ることを形り仏あつめあれ物
中や上人路代を拾名にあり家の門は年七業
ぐりなり小兄あるこゝて言こゝ上人なぐなくぐと
四のひくれぐ小兄若をこゝ八二業とこゝ
みとこれぬ兵ひとりこのこゝて仏こゝ毋に比嬢又
とこれ仏ぬ今八これ仏このこゝ弟仏こゝいぐ者の世
ありみこゝびくこゝと仏婚んとのひくれぐ上人世のこゝ分
なこゝとこゝらこゝく弾拾しての拾こゝ

朔日の歎心長後前立常習

と唱へくるるなり小児は文をゆくことあるいは
あるいは行列村人さうもあれこつるにぞ明き
やこるぞこゆるれぐよ人のうづけ行つる女も
こんにちていひる

多くのあけくんにてとれなん

をこれさたつりつれあるひて

亡家の人れくんれとれるあるもあぐ人のれ行ぐ
あれも怪宿なりぞるにして
法眞流入道あるこれをまて出葬送の歌山微おぼく

万人駱動れのあり所庭敷ぞろを行て恒
みるり四季夜八ちこをさんぐせあるで人ぐかうこ
さを行くるあくあれこあるあそと作れるり牧先
さてかれどこの新軍さびとぞ感じ当り
をるわくれ放中ようちこあるこあるこ恒
ふえこけさんのかくこひ手せてんぐりをるて
いみぐくえくれ

後中書也雜仕と云れせられるひくこ出つ変
ぐとびまうげ行くるこ多のそ恒中ふとこわ
ひし行ものるこ月れわるきる恒伴の

雑仕とがしまして遍照寺へまいりしとありけるに
その雑仕物にさそはれてうせにけり中ごろ主おほげさ
にかしこき理にとこそうちあまりて月法わりつゝ
まされしさうらへば何かとうせにし人をの中よこの
男をおもひそめ侍る網代車の物見の裏に絵
かき給ふけんじきるける折ふし寛弘の中寂然
にも文に日のりなく車と陣よりてそれより
きる折に物見落しきる網代牛飼たりけるもとて
おやまりて裏網面にそくどうをはわらため
らうをかくて今にお津か刈の車とてその家は

ありけれは叙に侍とぞ申侍る方志る侍りを出家
門のおぼくの母ハ或ハ為平の御子れ法もまとあの
よし承属に渡せるおばつりおさまして歌の侍ゆ
敦光朝臣江帥の旧宅をとぶらひて

佳事勝遊誰語
閑庭唯有不言花

と作りたりけるハしわれなにこそ侍也涯承掻叔於
十餘とえうぜ給ふたには侍代ハ思玄の静にに今世経
ありきる二条太政大臣寂没後に冥官になりきと法
白河院若く出家ひとしく問りまれる侍生不定

せのうねの一貞安とあるを人代多かりしうちをも
像図にのうつしとゞめをるにしもわくれかゝるを
ゆ羽代ひ年代字をてさゝめくれ世事大わりてさう
ひまの一せられをり
大年元年九月七日最芳寺宣が多小故武戸往の備
成仏法師うたちかてせいめくゝ一ぞそわとに衣よ
をり面をそて三遠州のぐれ一ぞかゝ面盛宣子
生にうる和の義いにとゝるれば実鹿立て類雖
とえくハを成のぶ面すわさそしいひをり成仏漢
文小長じてをくに義礼智信とをりをを成仏生



れ小成さゝびしてかゝ面をるみをえをるみやくる
しびさゝをるり面十月廿九日字石のおとで成仏が
ゆみどりて文配して一日小三尺比丘尼井の像を安置
一法華経を紙を書写して成仏が素ぐりの中
仏事せられり和とで八成仏が寸小わくおりをり
久寿元年の書れ法おとで九句有出が多小成仏
愚道よりをいとゝ人成害するんなりさえをり
いりおりををこをり
名羽代をれさを法く御葬送の最五り法師思
ざ面ひでをる野よりいでくあのをにまいりわひく

よみ侍る

あきはぎ、行のひまもなくしたれあさつゆ
おもたくもなりにけるかな　なりまさ

ものゝ歌よみ侍りけ。

さらぬ海、みるめさへ絶にしたあまのは
くもりにしひとゝ心をつけても

清なりける人、こゝろ病れどもひとりあはなくあるを
山巖にすてゝとゝひまのゝせく

ときゝやしとゝひとゝてそなげけば
昔ありしれ家なりさは

二条院くらきさせ給て中納言実忠に自内宮に参り
てゝんまのゝせをるに故院ゝあさ海ゝく仰せられ
ありをれバあそれを見くゝ次日前右兵衛督実忠
のりをゝくりをる

みしまゝれゝ川のゝくきをあつゝき
なれしゝ井をゝひなをれく

言金沢の女房世をいとひくゝ為ゝる人侍りを我
行のゝて院ゝくきさせ給ゝ大納言実忠の
女房のりくゝゝゝゝ

月新成みをてゝ入しゝあとゝゝ

雲のうへなるいとゝそはしき

冷泉院太后文治二年二月廿日年廿二にてうせたまひて後三七日の程後京極殿の三位中将のもとにまかりたりしに出羽の小弁の局をはしりてかせたまひしかれかり出羽はくはしく返事をもせさりしかはこの歌をなん

雲月羽林悲自秋

とそ侍りける年老の出風情よかりしかはこの悲涙とのぶひく古顔の詩につくせる歟

再會美中淚往事
遺文詩上感玄悲



微小なりしかはおぼつかなくあはれなるまゝ中文殿大夫家房に建久七年七月七日にうせたまひて後の雲後京極殿のいとなみのことをもとりて年ごろの他文の席永津の殿の侍中四会あり独吟せさせたまひしかの人々

花尚雲毛葉有露
電幻泡電慶芳人

為行法師尚侍の釈迦の涅槃の日後夜のうんこに紙筆のいとまをみてよみ侍りける

極楽にはちすの上のりのこゑあくまをもとめん

その頃れうち月のころ
めくらみくつゐ小建久九年二月十六日小注ぎ紙し
ぎくぐりぬる紙ゆくくれ近少和宗家称善提
院三位中将のりふこゆうう作る
りち月の比ひろねをゐれて
こそきん雲のり来る形をか
ゑ
むくこの雲ときくあてなくこゆる
こくきんそこふる形きれも
法系拾遺八行家れ道小長じ宗紙て寛弘寛治

の黄紙為く建永元年二月小条拾遺あて出
水事を形ゐんと形ぶ
位者のれを引うへ
り進藤山実上の
を用ふ
七月の秋俗よ失させ
ひのありてて作めぬ年小八こ行く医
紀年へ宗家ひすをあげて家俗れりへ
ドつうーを

此るまてくけとあのうー様も

一番は美濃の山風

[illegible]

[illegible]の前内大臣大納言の時二十首の歌人を
[illegible]撰定してつらねる時恋歌の題はす
と思ひおもひて寄水懐旧によみ給ふる
[illegible]
[illegible]
[illegible]巴の字は美濃のゆめ
[illegible]

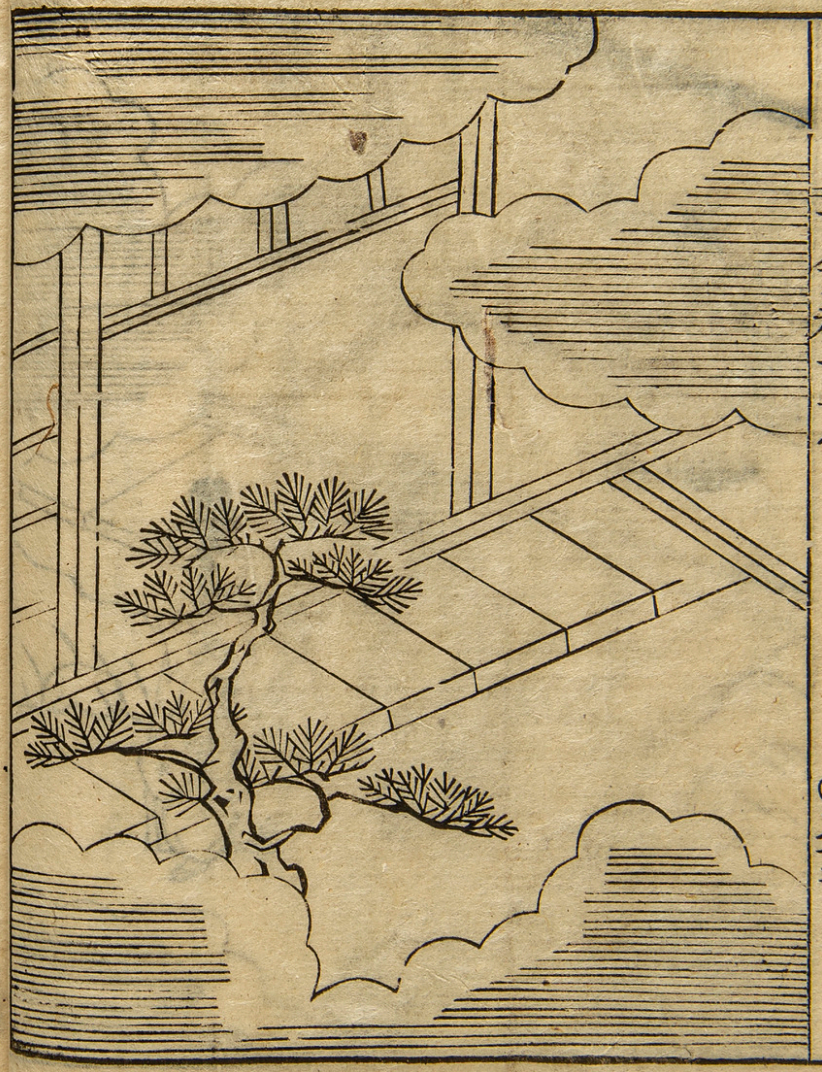



せくあるもうてゝね流のこれはけ
うきぶくさこの世をそうるれ
業平の朝臣の中将中納言家行に賀茂へ
よびてこれをうたに菊河とのふ所あてうれ
ぶくさうきて捨女の家は捨小書付侍る
菅南陽源菊水汲下流延齢
今年海道菊川於西岸尖命
久をとる菊の花の露をそ、
つゆはいのちとまこそあいけ
さしもの事に知あへぬ果てゝ稀まきるあれ

にみじき事へそれ書付ありきろ様ハしぶびくの
焼亡そ紙大なりにてかしき後ちらくありける火
り立けにけり
後白河院くれさせ給て同十九日の法事導師ハ
聖覚法印下座てのぼりけるに仏前にて座をとり紙を
おしおしりて花かく紙半分入すみ入て七条
院の法さへみて腕附の法仏するあらじと思べくはえ
セずへといひて劉備ありがたしありければ聖覚孔
鑑にのわりく頃剣の仏経さへ見えて後には生
ての別も天下に知れば蜀山の雲遊にてでつま

死しての出所地下にかやもとまへ覇陵の水将明や
にほれ相るありくそぬ親兄弟として子とまかにし上界
れ白く教にしなし我にあふにも人は為にも只今
とぬく身を打へりぬるたおんぬ程よめ見でて
ぞ待くぬくりき生ての別天辺よ知れば蜀山
れ雲も待るは陰ねりとの人は隠時の楽にはす
えにれも見えも深くれをしき事へお後お遠死に
進み名はくそれつきりる死にけり
延二位家隆は八つくより後世のつとめおこりを
備りき安楽二年十二月廿二日病にかゝりて出

第七十九 [illegible]

武人の数ならずして傍ら法花の中道を学び仏
を念ずる法花経を[illegible]月八日宿執や備これを
[illegible]んとの御ものを[illegible]れる
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八十 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今生分は佛事追善なんどをばせずして
いとをろそかにてさはひくこそはむとなんこそ
ら事をり歌の文分明にてつきの年月はかぎりて後
いせにおりて侍りよいく程なくて母の文身まかりにしかば
いそぎのぼりて侍りし陸奥のくにの
あちこちのかたやとりてん
はるばるとあり侍りしかば
いくとりありしくのみふしたりけん
人のもとにいせのもとあり
生者必滅はことわり今者定離のあひ事なりけ



てこそあるべきの侍りけるをバいかなるおぼろくにこそ
あるらんとおもひてつらねかりしかの定家卿の侍
るとおもひてこれにつらねかくてはみあるを書ぬひなるさ
らせおりしかたにはこの三年四月六日俄かに不穏の
事ありて七月廿四日に出家をとげ前大僧正良覚
法印房能信歳をくに心肝をくだくにおもひしの
どもをもとりて色々二社の手幣奉献さるべ
れしかども不益なり四月寅刻より出家をとげ十二
わくらをせおはすしたるに侍るにあらんの
事ども十九日に入棺ありて御葬送中十六日をさ

まつりごとしかバ西鮮これかゝりてくまりしらかりて
かしこまりけるもわからぬ此事ふかくせ給ひけりけん形を草
木までもこれからあはれなる世のしるいはむ さあやらぬ
ゆめなれや絶えかたりければひの御事にハ左大臣右大臣
前関白太政大臣摂政太政大臣ならびに大納言万里小路
大納言師房大宰中納言中院二位侍従宰相右宰相中
将右兵衛督六条三位以下侍臣殺害衣冠に纓ひきき
てかの当代をしく候事なりし日もあそびてまさかりし
なく書法附藤人と一あの御孫宰相六人ありしく衣冠に
纓を御まして出仕しらもしてはた車のたちにつかうあり

さも後の武士を殺てたゞいこを数家浦なる九山より
おさめありて主佃の人々れんの事でらせべし左良王
人々俳事も候ひむりしもまた元てくゑしあとも西山
の澄月上人まされたる山の事のかゝ佃人で獣鶏禅雲
れんも形なる往の人ハいかにも道心おこりて仏にもすり
あはれなるをハある佃じ往くたえ往にはあれせはかり
ハいかでかあれとぞの往ひとるよりぞともありと
侍りき
明義が院寛元元年三月廿五日にかくれさせまします
しれ侍従藤原朝臣信資まつて出家させて後て道侍

古今著聞集巻十三 廿七

神の上に浄土の面目これ成して
けしきのこしし花やさしき
此寺院にて浄土に頼へく待く事きしれ去年の
九月に又法眼の堂へ伝ちせ侍せおりましまして醍醐(だいご)寺
の山荘にて病にあらり侍しまゝの伎下るとて返すこひ
侍りし人々よかせくつらし侍し
とひ居れ浄土の面目をされ申して
又これぞ秋の山里
花山院の中納言義懐(よしちか)ハ在戚(ざいせき)権右中弁惟成(これしげ)
ハ世を離れてその人先下の栓をさとり抛に沙門(しゃもん)

ひそかに内裏を出させ給ひて御出家ありける時惟成すなはち
御とも申て切しハおのれか家へ来て右兵衛戚(ちかき)と
しも永(なが)くおりつかれ人の如くに交りの世にほ
てん事ハいかく忠で旅にし義懐(よしちか)も同じ心て移し
まうけくりていかく同しく出家して花の叡山(そうざん)にて志
給ふをばいかにも世の人とひかけるに始終ある三つの事
且終夕り給室(ひろ)にすゝてよ御れたる
これ人をもまとれのこゆく山里よ
山おくくもきて浄(?)ちり那
梅さく故浄の世訳をむつせ給てまれおかりいつと急(あはれ)ま

くはしく法住寺のおほいとのゝ御むすめ弘徽殿の女御とて
さふらひ給ふ御かたかぎりなくおぼしめしけるが
かくれさせ給ひてはかなげなき浅ましくおぼして世中心ぼそく
おぼしめされけるに[illegible]上人
ありて[illegible]人[illegible]といふ事を申に

妻子珍寶及王位
臨命終時不隨者

といふ文ある事ともかたりきかせけれは御心をおこしける
よりこそいよいよ御心ぞうつりにけれ世の中のうき事を
おぼしめし[illegible]国王の位よりも[illegible]思食

されて御心をおこし十九歳の王位をすてゝ一条[illegible]の
御心入給ふ世給ふなりまそでにも御裏をおはせ給ひける
寛和二年六月廿三日なりける[illegible]月なり
けりされば[illegible]御心の[illegible]にて[illegible]
世[illegible]給ひもその月[illegible]されば
[illegible]貞観殿の[illegible]よりは
[illegible]給ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

法師ありて後六ヶ月のうちに四三位中納言まで上るべしとぞ申しける

きけるこそ世の人ハやがて天治元年より閑白殿

ゆるしたまいしかども行末ながく世あハ七百閑白とぞ申しける

古今著聞集巻之十三終



拾遺　第二十二

閑院の左大臣の桜の木の花の裏の百尺ばかりの泉水有千里の月冬有数重の雪

各枕流池泉源寄題者也

寛治六年十月廿九日西園寺道通ありをりの時の四条ハ河原にてそのかのるおのく人々

ありまりをりをしかるに弟にてるしひせくの水薄の

上にしてしてゑ絵ゑ人々ゑ象ゑ絵ゑ

そてるに家をる法弁事件弟中将家通弟

爲憎子を殺夜ともの人〻は指夜とぞ名づけを
ぶ所の衣濃に小金人のいとぐひなる大井河よりと
つて紅葉の船よりおして歌ありける小たち更
衣房は信宗補実隆卿八年とされば賢
首れとゆぞ名づけける東ふへく集命の花ども
て名冠ぶ〻〻〻〻内裏へまのりて宮のはらうして
和哥を講じ給ひ歌ありけるとゆむしを
あのとはみれとおりける中でろうくこれう
くらをしをせり

白川院源宮の和宮兄小法華まべしして法花の



人おしめけるく年の夕のまえ一行りあうて
おゆのありて行をうさ言れいばうこうむふ
ぶ小野皇太后宮文はりやこうむうぶやし作れ
ける紙は法花ありて侍者とうたのせて侍宮
へうせまのりせてかうる年ふとぞれは車をりて
はへ所用ことべしとうをれば紅の衣を裏
きる紙せりふ物ときりて寝衣するふたん
いぐされうをうをうべうへく法花しんむる年
もあらばいぐしとも人ををれば皇太后宮
ふうる人は内へ人年ありとてはうべ所はをき

やうにて形ん丸にまるきる程にて屋敷の
て出車屋より八く潛源の弓にてよせて
向へきれどみさ成るんとそ先なくまきる杉葉の
くさみさて屋敷二人ひとりハ流れの杉葉のさうげさ
程のさうに金の橋一ぬさ成そうれるうなりしろ
きり一人ハ片にのてうしにさけ成ハく杉さう二人
の者ハ霞屋のまへとそく潛のさ成るの先ハ杉にて
て出車へまりをあさ面いみしく俵ハかるんくハる
酒ハうるりうあせ結ぶる橋ハ者の通ハ俵よりかる
り結りなくり上豆くせ杉りまりきあまるみ

ゆくしく形つりたせ出てしてあるり向へきま
とて庄一石まのりせてまありされど長年ハ屋
なあうり結ぶまりつ結きりをる沙汰ハ屋にるん
あげ者結ぶる○関流を明屋小結りまりきる
酒さのつりを掛りてくさ一日ようりて半ハ
和まるりうさなるりくれで流れさ結ぶく
俵屋ぶる者の通ハ前りり外ようをる出ハく
屋やとあるりまりあるでなる成ハ屋かくんて長れと
作れくれで吹うえうるハ二人りなありの通
ハ人ハのすむりせやきれどゆくしきを出にそ

是今天下海内どもの作り出て近頃今人はたらく
ものやわるきものをつくりを番のうりかはれ
なべてはきりこうを作りて世間にうるものも
是これを作るものを作り出てこれを作る人はさやくやしく
きれどもそれをみてものれし作りきれいそぎ
わくうんまべ漆塗る蠟長あとのはかりて未
てはいかの大きあてこそはあれ宝はかりはし
らん是今ありへやうを作りきれば海内
とさはがせ給て毎上人海内の者のをつくり
ども是をいそぎ来れて作りあつらへ作れく
あるべしはかりはかりはかりはかりはかり
うめをつくりて世間にはかりまして月はく
ろひくおそうまずの者のをくとわるかりて
あとくろかてふうーとさあるにまりて耐
ふはさてきつくれまひりまれバ風であ海
ありくるる潘あへ山章のせまて形の出れうえ
いせ給あるにんばこうかふ吾の梅りはみ
ろかまりせのであとのはるをうらへさせ給

さりをれバういこづじ丞あて出陣の義仰付る長あ
るべしとりさた流選御の後宇白れてるの法ま
づさあるべきなりいつて座りこうつてそれ行り移
りつれと作事わくさり
保あるべ年間二月十二日法皇新院出国車あて白川
の義成出後ぜしれさり春下大路大原山下路るに
て供奉せる殿上人中宮の女房車ゝあ座り
こそくん祇せるさきさり出陣ちの西つうり法車
を月今く義のりせたこそくさきさりこそ後白川の
法皇八条御ありて八ふ解とのこせちうふ歩行

[illegible]宗[illegible]下で勅[illegible]せられ[illegible]大臣[illegible]
[illegible]下にて[illegible]まつらせ給ひ[illegible]後新院
出御ありて和歌を講ぜられ[illegible]乃年雅兼
卿下[illegible]師なりき[illegible]関白左大臣序[illegible]
[illegible]関白安日法[illegible]武[illegible]時[illegible]
[illegible]
[illegible]製[illegible]伝実[illegible]講し給ふ
たつのはら我とや花のまちつるん
[illegible]
左大臣

白川のあそんくさやしきにて
花のもとにものをけうをする
　　為下
ちよをへてしらかはの白川の
花をたづねてこゝにゆきこん
　　内大臣
かけきよくはなをたづねてこゝにこん
のこるはなをあはれとはしる
はるのこゝろはあやまたれぬ
　　藤原元方
寛元六年閏四月二日の御歌合のかづらくだり

雲ゐ殿より陪膳のまうのぼる九条大納言参内せられ給ふ
ゆきはゆきにやとやまがひて人々いとおびただしく車ども
にて殿の御前にまゐりつどひ給へり
ぞうしきの御所にて
殿の御前にまゐりおはしましぬ中宮は西の御所よりいまぞ
せおはしまさるべき中ぬつ殿へ殿ばらまゐりつどひ給へる
車どもにてけて大内右近の陣の方さまへ
ぐれゆくまでの大殿ぬ
そうさうねんくも或は車にて或は車にて
まで伴ひてまゐり給へる殿ばらも
して車にとりかへまゐりひとしへかはる

これ鶴玉まうさせてこそ侍りしに今ハかゝる事
さえて侍るハめづらしく座しくゆめのれと
てまゐりし殿上人どもおもしろく猿楽してられく
應るうれすくくんだちへのかへけるつかへ
又て霧の中れさうざうしくて侍ぜさせたまふ
いと興ありて先ありしより宮の女房内の女房
いひかハして座しきぬれおもしろく侍りし後の
御小大納言宮の傍されあぜち殿のまへ
上の書へすに歌ちてこそおもひける
かうしゐ中とのゆとの縁く

むかしみし雲の上にハかはりて○て
たちかへりあやめね昼の恋しき
白雲にゐにねてかひある世なれやは
むかしよりは又とれよひぬる
堀川殿ハその御と歌のにし事侍りけり
万代もゆきとつきぬ雲のよりし
とその歌きすゑの女人
紀のうすゆうに書くおもしろきのとよゆうゆく
そふごして取の花とつひすて中の按察殿
のつかひ○よきしおかせける

山贈答

[illegible]

寛永元年の時昌泰元年九月十日大井川の行幸ありて紀貫之和歌の序を作り

わたれどもかつ見る人の四代まで月のこゝろとしるいにしへのこれるこゝろみ侍りけるまゝこれぬぐさ

秋行くと侍りけるとて月乃うたれてくさの物はゝ

ゆの秋ゝとひてわ[illegible]



めてゆく月秋山の山ぢはゝ

ゆくゝ月大井の川をにみゆゝ

しきへ人くこの宮ゝ[illegible]

[illegible]

なぐ[illegible]

[illegible]

みこのうして作ふとゝ秋

のゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の常のわしかちなるてしぬ
あしはえさくれ花のさくよ
のあれる成をるかとかろ
さ雪の霜川をかうて雪の
ねるくうさられ夕の猿山の
うひをあくく人のあぶ成ね
くびのろ雪ちかをひく
ぬれとみくあそ風をあかよ
ちて人をなれる入ひの雪
ひく世人ねんくいふくと海也

くあるれくみどかさあちれ
こかをりれをに猫とつを見
てのくあ風の中にぐれて
業民業の雪をとも波をら思
浦くをりにちろ浦ちくり
くちろ浦山のくのくと世乃来
をでの中り今成貴にちくく
のちれをあをさん人あれで
なくくりくくちのぐれくをの
をのぐぐあ

大納言 真静

中今山りみら氏いろをあらハ
いとてをひのこゆさまさをん

船恒

ふるゝ所よまらるゝ氏長門の
山のひあるゝふるやハあるね

此行幸の年紀年 行幸ふゝ年りくゝ
あるゝ所ふて ふるゝ

古今看聞集巻之十四終